

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

告知義務違反があった場合

お支払い できる場合

「血圧が高いこと」について、正しく告知して加入し、責任開始日から1年後に「高血圧症」を原因とする「脳卒中」で手術を受けた場合

告知義務違反に該当しない ため、手術給付金をお支払いします。

お支払い できない場合

「慢性C型肝炎」での通院について、告知せずに加入し、責任開始日から1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝硬変」で手術を受けた場合

告知義務違反に該当 し、保険契約は解除となるため、手術給付金をお支払いできません。

解説

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害状態等について事実を正確に **もれなく告知**いただく必要があります。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「**告知義務違反**」として**保険契約または特約を解除**することができます。ただし、責任開始日から2年を経過していても、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することができます。この場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。
- 保険契約または特約を解除した場合でも、保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

※引受緩和型商品は取扱いが異なります。「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。